

◎新潟県告示第366号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第5項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 日時

平成28年3月29日（火）午後7時00分から

2 場所

村上市田端町4番1号

村上市生涯学習推進センター 2階大会議室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

村上市緑町1丁目1-5

村上製茶株式会社 代表取締役 小坂要助

(2) 申請地

村上市緑町1丁目4321-9、4321-19、4321-20、4321-21、4321-22、4326

(3) 主要用途

製茶工場

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階建て

建築面積 397.21平方メートル

延べ面積 567.23平方メートル